

2,000万円
問題への備え

70歳まで加入範囲が拡大!!

建築士事務所を経営されている会員の皆様へ

建築士事務所企業年金基金 のご案内

—「日事連」・「JIA」推奨—

“より安心して働ける
職場づくり”をめざした
「働き方改革」の一環です
《退職金制度づくりに!! 退職金積立に!!》

建築士事務所企業年金基金

設立母体
(共同事業)

一般社団法人
公益社団法人

日本建築士事務所協会連合会(日事連)
日本建築家協会(JIA)

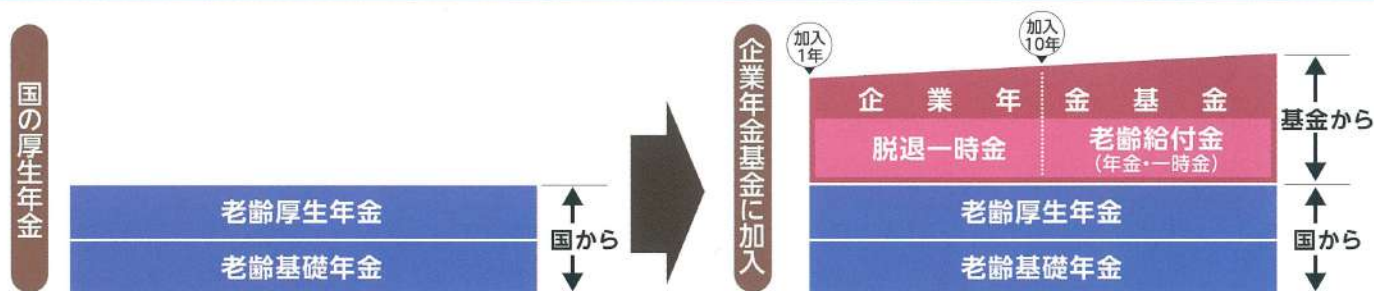
ご加入のポイント

- ① 退職金・年金制度の充実により、“より安心して働ける職場づくり”を目指す「働き方改革」の一環の制度
- ② 70歳までの厚生年金被保険者が加入(事業主・役員も加入)
- ③ 社内制度(退職金規程)との調整が可能
- ④ 掛金と利息を積立て、給付(退職金)の財源にするわかりやすい制度
- ⑤ 生活設計に合わせ、5年から20年間の年金(年2回)または一時金での受取が可能
- ⑥ 税の優遇措置により、実質的な負担を抑制

建築士事務所企業年金基金の位置づけ

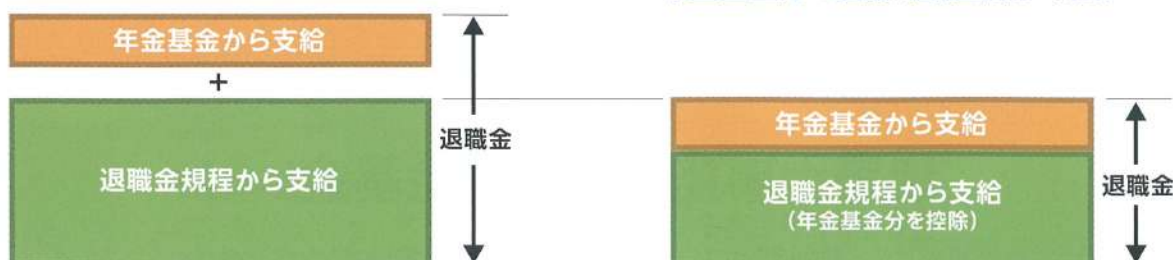


公的年金の補完



社内制度(退職金規程)との関係

- ① 退職金規程と別枠で実施(退職金を増やす)
- ② 退職金規程の内枠で実施(退職金は変えない)
⇒年金基金分を控除(退職金規程の変更)

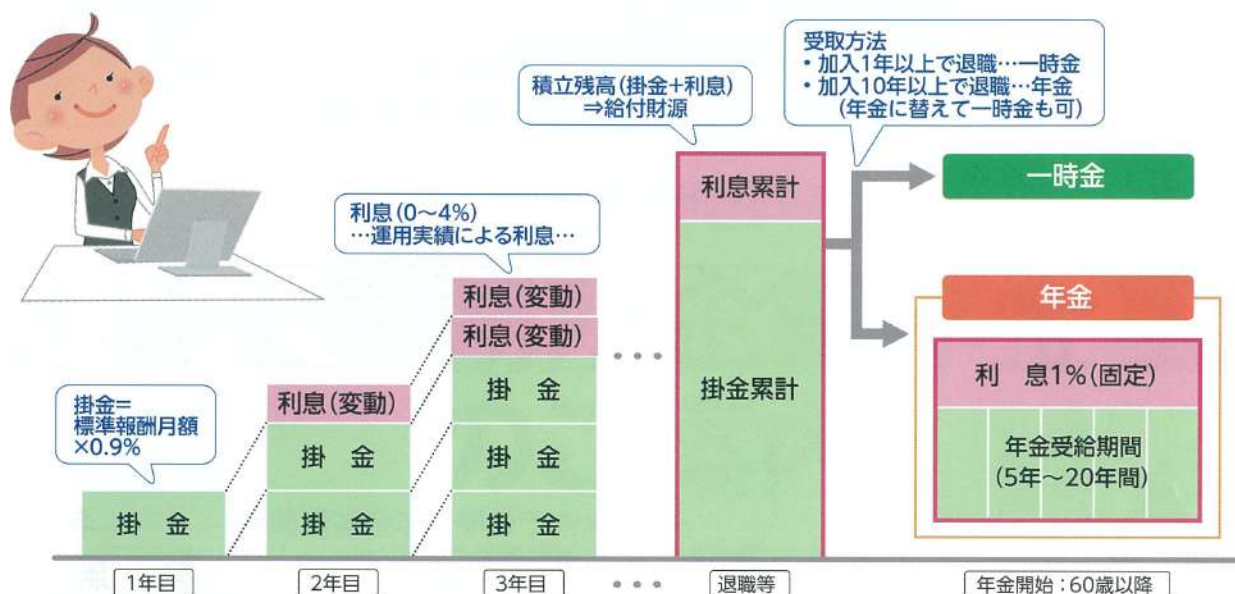


加入者と掛金

加入事業所	厚生年金保険適用事業所
加入者	70歳までの厚生年金保険被保険者（事業主・役員も加入）
基準給与	毎年9月1日時点の標準報酬月額（厚生年金保険に適用の給与）
掛金月額（事業主全額負担）	標準報酬月額 × 1.2%（標準掛金0.9% 事務費掛金0.3%） （掛金の目安：標準報酬月額を加入者平均の34万円とすると1人当り月4,080円） ⇒ 加入者5人…年約24万円、10人…年約49万円、15人…年約73万円

積立と給付（イメージ）

※掛金と利息の合計を給付（退職金）の財源にするシンプルな仕組み
中長期的・安定的な収益を目指す運用により積立不足による追加掛金の発生を抑制



給付額の例

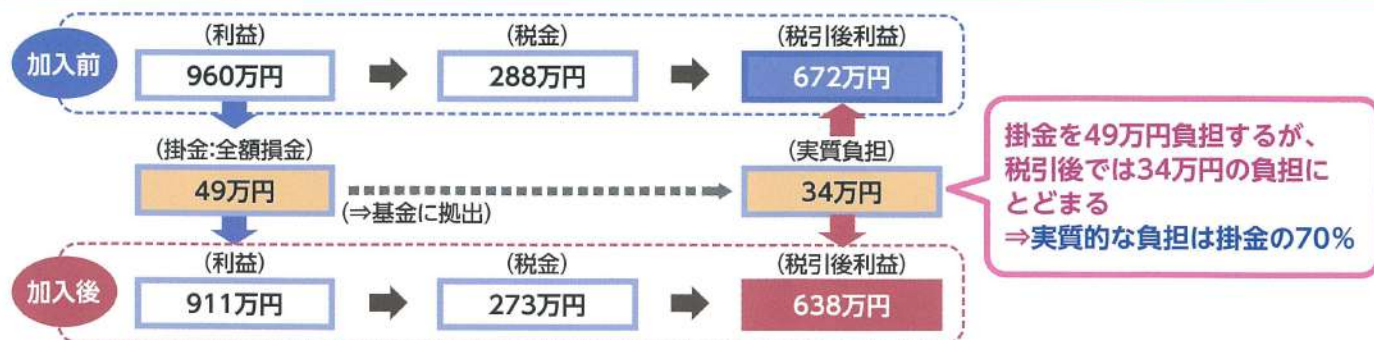
（前提：標準報酬月額34万円、掛金率1.2%（事務費掛金を含む）、運用利息2.0%、年金利息1%、受取期間20年）

加入年数	一時金額	年金額(20年間受取りの場合)	掛金累計	実質負担※
10年	40万円	年2.2万円(累計44万円)	49万円	34万円
20年	89万円	年4.9万円(累計98万円)	98万円	69万円
30年	149万円	年8.2万円(累計164万円)	147万円	103万円

※実効税率を30%すると実質負担は掛金の70%(下記イメージ)

(参考) 税の優遇措置（全額損金）の効果（実質負担のイメージ）

（前提：加入者10人、1人当り売上高1,200万円、利益率8%、実効税率30%、掛金年49万円）



手続き後 3~4ヶ月で加入

※(例)1月末までに手続き⇒4月1日加入 ⇒ 5月から掛金納付

加入手続きには事業主及び所員(従業員)代表の同意、厚生年金の加入を証する書類等が必要

<Fax 03-5434-2130>

年 月 日

建築士事務所企業年金基金行

所在地

事業所名

事業主名

担当者

TEL

FAX

Mail

<70歳までの厚生年金被保険者 名>

<労働組合の有無 有・無>

<所属団体>…該当に○印、()記入

() 建築士事務所協会

() 日本建築家協会

() その他()

次の通り請求・照会します

- () 加入手続書類 (Mail or 書面)
- () 詳細資料
- () 説明会・個別説明

<ご質問・ご照会>

.

.

照 会 先

建築士事務所企業年金基金

東京都品川区西五反田2-29-11 日幸五反田ビル別館2階

電話 03(5434)2041

FAX 03(5434)2130

H P <https://www.nenkin-kikin.jp/kentikushi-jimusho/>